

平成26年度第1回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成26年9月9日(火)	
開催の場所	あけぼのビル501会議室(さいたま市内)	
開閉の日時	開会	9月9日 午後2時00分
	閉会	9月9日 午後4時00分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 会長等選出</p> <p>(2) 諮問事項</p> <p>①特別保護地区の再指定について</p> <p>(3) 協議事項</p> <p>①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う県計画の再策定について</p> <p>②「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しについて</p> <p>(4) 報告事項</p> <p>①鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(銃)の期間更新等について</p> <p>②環境基本計画の進捗状況について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>		

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 16人

大塚晃弘	(公財)中央温泉研究所研究員
小口千明	埼玉大学准教授
小野雄策	日本工業大学教授
関口和彦	埼玉大学大学院准教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
松浦麻里沙	弁護士
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
池田敦子	埼玉県生態系保護協会越谷支部
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
菱沼要治郎	(一社)埼玉県猟友会会長
石井平夫	埼玉県議会議員
本木茂	埼玉県議会議員
水村篤弘	埼玉県議会議員
新井雄啓	越生町長
鈴木英善	公募委員
丸山瑞子	公募委員

欠席委員 4人

小堀洋美	東京都市大学教授
吉田徳久	早稲田大学大学院教授
小松君恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
矢作俊信	埼玉県農業協同組合中央会専務理事

第1回 埼玉県環境審議会

平成26年9月9日（火）

午後 2時00分開会

○司会（磯山） 定刻となりました。ただいまから平成26年度第1回環境審議会を開催させていただきますと存じます。

私は、本日、進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の磯山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会の前に、お手元にお配りしてございます資料を確認させていただきたいと存じます。本日の資料につきましては、事前に郵送をさせていただいてございます。本日、資料をお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、私ども事務局のほうにお知らせいただきたいと思います。

また、本日新たに配付させていただいた資料でございますが、お手元に、座席表、第11期埼玉県環境審議会委員名簿、それから埼玉県環境審議会規則、それぞれ1枚ずつでございます。それから、「埼玉県環境基本計画」及び「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の冊子がございます。お手元の資料に不足はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきたいと思います。

まず初めに、委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。

半田環境部長から知事にかわって委嘱状を交付させていただきます。

なお、座席の順に私からご紹介させていただきますので、その場で委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。

丸山瑞子様でございます。

○半田環境部長 丸山瑞子様、埼玉県環境審議会委員を委嘱します。任期は平成28年7月31日までとします。平成26年8月1日、埼玉県知事、上田清司。よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 鈴木英善様でございます。

○半田環境部長 鈴木英善様、よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 滝澤玲子様でございます。

○半田環境部長 滝澤玲子様、よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 渡邊美知子様でございます。

○半田環境部長 渡邊美知子様、よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 松浦麻里沙様でございます。

○半田環境部長 松浦麻里沙様、よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 大塚晃弘様でございます。

○半田環境部長 大塚晃弘様、よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 関口和彦様でございます。

○半田環境部長 関口和彦様、よろしくお願いいたします。

- 司会（磯山） 小口千明様でございます。
- 半田環境部長 小口千明様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 畠山史郎様でございます。
- 半田環境部長 畠山史郎様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 小野雄策様でございます。
- 半田環境部長 小野雄策様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 石井平夫様でございます。
- 半田環境部長 石井平夫様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 本木茂様でございます。
- 半田環境部長 本木茂様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 水村篤弘様でございます。
- 半田環境部長 水村篤弘様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 新井雄啓様でございます。
- 半田環境部長 新井雄啓様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 池田敦子様でございます。
- 半田環境部長 池田敦子様、よろしくお願いいいたします。
- 司会（磯山） 菱沼要治郎様でございます。
- 半田環境部長 菱沼要治郎様、よろしくお願いいいたします。

どうもありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

- 司会（磯山） なお、吉田委員、小堀委員、小松委員、矢作委員におかれましては、本日所用のため欠席されていらっしゃいます。

それでは、開会に当たりまして半田環境部長からご挨拶申し上げます。

- 半田環境部長 環境部長の半田でございます。

本日は、平成26年度第1回の環境審議会を開催いたしましたところ、皆様ご多忙中にもかかわらず出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、知事にかわりまして皆様方を第11期埼玉県環境審議会の委員として委嘱をさせていただきました。皆様方におかれましては、多方面でご活躍されご多忙中のこととは存じますが、委員就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

第11期の委員の皆様任期は、平成28年7月までの2年間ということになりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

さて、ご案内のとおり、この環境審議会は、知事の諮問に応じて環境に関する基本的事項等を調査、審議いただく、知事の諮問機関でございます。諮問事項以外にも、諮問に向けた準備、検討の段階におきまして、あらかじめ委員会の意見をお伺いしたい場合、協議事項として付議させていただきます。そのほか、環境行政を進めるに当たっての重要事項等につきましても報告をさせていただきます。

早速となりますけれども、本日の御審議いただきますのは、諮問事項1件、協議事項が2件、報告事項2件と盛りだくさんになっておりますので、どうぞよろしくお願いい申し上げます。

諮問事項は、特別保護地区の再指定についてでございます。特別保護地区とは、いわゆる鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣またはその生息地の保護を図るために特に必要があると認められる区域を知事が指定する制度でございます。今回、指定済みの区域の存続期間が満了となることから、再度指定を行おうとするものでございます。

協議事項の1つ目は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う現計画の再策定についてでございます。近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣においては、急速な生息数の増加や生息地の拡大による生態系への影響、農作物や生活環境への被害が大変深刻な状況になってきております。このような状況を踏まえて、新たに鳥獣の管理を図るための措置を導入するなど、鳥獣の生息状況の適正化を図るため、鳥獣保護法が改正され、本年5月に公布されたところです。この改正を受け、県においても、鳥獣保護事業計画などの従来の計画を見直し、改めて計画を策定しようとするものでございます。本日は、次回以降の諮問に向けて、委員の皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

協議事項の2つ目は、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しについてでございます。この計画の期間は平成21年度から32年度までの12年間ですが、その中間年である本年度中に見直しを行うこととしております。本日は、次回以降の諮問に向けて、委員の皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

そのほか、報告事項といたしまして、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）の期間更新等について、さらには環境基本計画の進捗状況につきましてご報告をさせていただきたいと存じます。

どうか忌憚のないご意見、ご審議を賜りますようお願い申しあげまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 続きまして、県の幹部職員を紹介させていただきたいと存じます。

ただいま挨拶申し上げました半田環境部長でございます。

○半田環境部長 よろしく願いいたします。

○司会（磯山） 大久保環境部副部長でございます。

○大久保環境部副部長 大久保です。よろしくお願いいたします。

○司会（磯山） 棚沢環境部副部長でございます。

○棚沢環境部副部長 よろしく願いいたします。

○司会（磯山） 山野環境政策課長でございます。

○山野環境政策課長 よろしく願いいたします。

○司会（磯山） 安藤温暖化対策課長でございます。

○安藤温暖化対策課長 よろしく願いいたします。

○司会（磯山） 永島水環境課長でございます。

○永島水環境課長 よろしく願いいたします。

○司会（磯山） 水井大気環境課長でございます。

○水井大気環境課長 よろしく願いいたします。

○司会（磯山） 松山エコタウン課長でございます。

- 松山エコタウン課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（磯山） 野口みどり自然課長でございます。
- 野口みどり自然課長 よろしくお願ひします。
- 司会（磯山） 葛西産業廃棄物指導課長でございます。
- 葛西産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（磯山） 豊田資源循環推進課長でございます。
- 豊田資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（磯山） また、本日は関係者といたしまして、国土交通省関東地方整備局から箕浦宏和企画部環境調整官にご出席をいただいております。
- 箕浦企画部環境調整官 よろしくお願ひいたします。
- 司会（磯山） 以上で紹介のほうは終了させていただきたいと存じます。

本日の会議でございますが、委員総数20名のうち16人の委員の方々がご出席をされてございます。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、次第4でございますが、会長及び副会長の選出につきましてご協議をいただきたいと存じます。会長及び副会長の選出につきましては、埼玉県環境審議会規則第5条第2項によりまして、委員の互選により行うこととされております。いかが取り扱ひいたしますでしょうか。

○小野委員 きょう、吉田委員、欠席しているんですけども、吉田委員に会長を、副会長に畠山委員を推薦いたします。

○司会（磯山） ただいま小野委員のほうから、会長に吉田委員、それから副会長に畠山委員のご推薦がございました。委員の皆様方、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○司会（磯山） ありがとうございます。

それでは、会長につきましては吉田委員、副会長につきましては畠山委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日は会長が不在でございますので、同規則第5条第4項によりまして、副会長のほうに代行をお願いしたいと存じます。

それでは、大変恐縮でございますが、畠山副会長、どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

○畠山副会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、会長がきょうはご欠席ということですので、急遽議長を務めさせていただきます、東京農工大学の畠山でございます。不慣れでございますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進行してまいります。

まず、温泉部会委員でございますが、環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。委員の皆様のご専門の分野やご経歴などを勘案いたしまして、私、副会長でございますけれども、きょう、会長がご欠席でございますので、ご指名させていただきます。どうぞ

よろしくお願ひいたします。

委員といたしまして、大塚委員、松浦委員、水村委員、渡邊委員、あと本日はご欠席でございますが、前期に引き続きまして小松委員にお願ひいたしたいと思ひます。

以上5名の委員の方々に温泉部会委員をお願ひしたいと存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山副会長 では、5名の委員の方、よろしくお願ひいたします。審議会本体の委員と温泉部会の委員、両方の委員を兼ねていただくことになり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開することとされております。審議事項等を考慮しても、公開することに問題ないと思ひますが、皆様いかがでございましょうか。公開ということによろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山副会長 それでは、ご同意いただきましたので、会議の公開を認めます。

本日は、傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局 本日はいらっしゃいません。

○畠山副会長 はい、わかりました。

それでは、このまま先に進めさせていただきます。

次に、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によります、本日の議事録署名委員お二人を指名させていただきます。

小野委員及び菱沼委員に議事録署名人をお願ひいたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山副会長 ご同意いただきましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、諮問事項等の審議に入ります。

本日は、諮問事項が1件、協議事項が2件、報告事項が2件、先ほど部長からお話があったとおりでございますが、関連事項についてはまとめて審議したいと思います。

まず、諮問事項の1、特別保護地区の再指定についてでございますが、この諮問事項1につきましては、本日答申する方向で進めたいと思ひますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

なお、報告事項1の鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）の期間更新等については、関連事項でございますので、あわせて説明してください。

それでは、県のほうから説明をお願ひいたします。

○野口みどり自然課長 みどり自然課長の野口でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問事項の1、特別保護地区の再指定について及び報告事項1、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）の期間更新等についてご説明させていただきます。まず先に報告事項の1からご説明をさせていただいて、それから諮問事項の1に移らせていただきたいと思います。

お手元の報告事項1の1ページをごらんください。

ここにお示ししましたのは、今回期間更新を行う鳥獣保護区の一覧でございます。この14カ所の鳥獣保護区は、平成26年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新しまして、その後10年間、平成36年までを新たな期間とするものでございます。

一緒にとじ込んでおります資料1-1をごらんいただきたいと思えます。

1の(1)にございますとおり、鳥獣保護区というのは、特に鳥獣の保護を図る必要があると認められる区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。これに指定されますと、区域内での鳥獣の捕獲は特別な場合を除いて禁止されます。

(2)にございますとおり、埼玉県知事が指定している鳥獣保護区は、現在65カ所、約3万ヘクタールとなっております。

1枚めくっていただきまして、2ページの一番上をごらんください。

(3)鳥獣保護区の存続期間と期間更新でございます。法令上は、20年以内の期間を定めて更新できることとされておりまして、埼玉県では、存続期間を原則として10年として、10年ごとに更新を行っております。

次に、報告事項1のトップページに戻っていただいて、2枚目をごらんください。2ページ目です。報告事項1の2ページ目です。

2の特定猟具使用禁止区域(銃)についてでございます。今回期間更新を行う特定猟具使用禁止区域の一覧を記載してございます。ここに9カ所記載しておりますが、この特定猟具使用禁止区域は、同じく平成26年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新しまして、その後10年間、平成36年までを新たな期間とするものでございます。

恐縮ですが、再度、資料1-1の2ページ目をごらんいただきたいと思えます。

2の(1)にございますとおり、特定猟具使用禁止区域というのは、危険の予防あるいは静穏保持のため、狩猟を行う場合、文字どおり、特定の猟具に限って使用が禁止される区域のこととございまして、埼玉県内では銃の使用を禁止する区域を指定しております。銃のみを指定しているということとでございます。そのため、お手元の資料では「特定猟具使用禁止区域(銃)」という表記をしております。

県内でこの区域の指定状況は、(2)にございますとおり、現在127カ所、約20万6,000ヘクタールとなっております。

恐縮ですが、再度、報告事項1の3ページ目をごらんいただきたいと思えます。

(2)の区域変更についてでございます。今回区域変更を行う特定猟具使用禁止区域の一覧を記載してございます。区域変更は、いずれもそれぞれの区域を拡大するものでございまして、新たに約2,000ヘクタールが特定猟具使用禁止区域に組み込まれます。

以上、ご説明しました、1の鳥獣保護の期間更新及び2の(1)特定猟具使用禁止区域の期間更新につきましても、地元市町村や利害関係人から意見を聴取しましたところ、異議の表明はございませんでした。

また、2の(2)特定猟具使用禁止区域の区域変更は、地元市町の要望に基づいて行うものでござ

いまして、この区域変更につきましても、地域住民や利害関係人から意見を聴取しましたところ、異議の表明はございませんでした。

以上のとおり期間更新や区域変更を行うこととしましたので、ご報告をさせていただきたいと思えます。

続きまして、諮問事項の1、特別保護地区の再指定についてご説明をさせていただきます。お手元の諮問事項1をごらんください。

ここにお示ししましたのは、今回再指定を行う奥秩父特別保護地区の概要でございます。奥秩父特別保護地区も、平成26年10月31日に期間満了を迎えます。これを再指定しまして、その後10年間、平成36年までを新たな期間とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料1-1をごらんください。

1にございますとおり、特別保護地区と申しますのは、鳥獣保護区の区域の中で特に鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図る必要がある区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。これに指定されますと、先ほど説明しました鳥獣保護区の規制に加えまして、区域内で工作物の設置等をする場合にも許可が必要となります。

埼玉県知事が指定している特別保護地区は、2にございますとおり、現在2カ所、約2,500ヘクタールとなっております。

3の特別保護地区の存続期間と再指定についてでございますが、特別保護地区は、区域内での工作物の設置等に許可が必要となるなど、関係者に大きな制約を課すことから、期間満了後に指定を継続する場合も、改めて再度指定の手続を行うことが求められております。そのため、今回、環境審議会の諮問事項とさせていただいているものでございます。

なお、再指定に当たりまして地元市町村や利害関係人から意見を聴取しましたところ、異議の表明はありませんでした。また、指定案を縦覧に供しましたところ、これに対する意見の提出もございませんでした。

資料1-2としまして、奥秩父特別保護地区の概要をつけさせていただいております。標高1,100メートルから2,500メートルに位置しておりまして、多様な動植物が生息、分布している状況でございます。

最後になりますが、鳥獣保護区等の具体的な位置につきましては、地図をお配りしております。平成26年度鳥獣保護区等計画図をごらんいただけたと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○畠山副会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご意見またはご質問をお願いいたします。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長さんだけでなく、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○本木委員 諮問事項の1のこの再指定に当たって関係者及び利害関係人から意見を聴取したとあり

ますが、具体的にこの利害関係人というのはどういう方がどのくらいいらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○畠山副会長 それでは、県のほうからよろしくをお願いします。

○野口みどり自然課長 利害関係人なんですが、基本的には土地所有者、農林業団体、猟友会などでございます。

○畠山副会長 ただいまのご回答でよろしいでしょうか。

○野口みどり自然課長 奥秩父特別保護地区の場合は国有林ですので、土地所有者としての国から意見を聞いたという形になっております。

○本木委員 すみません、あと自治会というのどのくらいですか。

○野口みどり自然課長 区域内に民有地がある場合は、その所有者も利害関係人となります。また、土地の所有関係は別にして、住民がいれば、自治会等からも意見を伺うべきところがございます。しかし、奥秩父特別保護地区の場合、区域内すべてが国有林のため、住民がおらず、自治会は意見聴取の対象となりませんでした。

○本木委員 わかりました。ここに利害関係人というふうに、こう記載があるものですから、国以外の一般人もおいでになるのかなと思って、実は伺いました。そういうことなら結構です。

○畠山副会長 ほかに。

どうぞ。

○関口委員 特別保護地区の再指定のお話なのですが、非常に貴重な場所で重要ですから、再指定ということに関しては特に異論はないですけれども、その10年たつということで、環境の状態というのは結構変わってくると思うんです。それで、その10年たって、さらにこの部分はより必要だから広げるべきであるとか、ここは残念ながら自然として衰退してしまっている部分もあるので、ある程度保護地区としては削っていくとか、そういう見直してみたいなお話は一切ない中で、ただこれを再指定すればいいという、その辺はついてはどのようにお考えですか。

○野口みどり自然課長 特別保護地区の再指定に当たりましては現地調査をしております。それで、10年前と現在の状況を比べております。今回、私どもの判断としまして、同じ地域で同じ範囲で指定すれば大丈夫だろうということで、今回、同じ区域を再度指定するという形で見直したという形でございます。

○畠山副会長 よろしいでしょうか。

○関口委員 はい。

○畠山副会長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○小野委員 植物群落の被害も随分、今、出ている場合に、指定した場合に、その再指定はいいんですけれども、そういう被害もしくは近隣農家への害というのが、先ほどのご質問である利害関係だと思えるんですけれども、その辺の、今後ずっと続くんでしょうけれども、関係をどうやってうまくバランスよく、この保護地域とそれから生活環境もしくは植物群落を守りつつ、動物等の保護に当たるかという観点がちょっと見えないので、その辺の説明をお願いします。

○野口みどり自然課長 確かに埼玉県ですと、秩父地域、特にニホンジカがかなり増えております。この特別保護地区のところも結構いっぱいいるんですけども、この区域自体は国有林でして、その周りの方々に影響が出るかと思っております。

それで、今、埼玉県のほうでは、ニホンジカの捕獲というのを今年度から県が直接やるということではじめたところがございます。今までは狩猟と、市町村が主体となる有害鳥獣捕獲を合わせて年間約1,500頭の捕獲をしていたんですが、これに県が実施する分を加えて、今年度は2,400頭、その後さらに増やして28年度は3,000等を捕獲したいと考えております。年間1,500頭の捕獲では、生息数が毎年増えてしまうという状況がわかっておりますので、さらに捕獲頭数を増やして、シカをこういった地域に戻すという話と、周りの地域に出てこないようにしたいというような取り組みをしているところでございます。

以上でございます。

○畠山副会長 いかがでしょうか、ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○畠山副会長 それでは、諮問事項1の特別保護地区の再指定については原案どおり答申することにしたしたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○畠山副会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項1につきましては、皆様のご意見、ご質問を聞かれた上で、原案どおり答申することといたします。

続きまして、協議事項の1でございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う県計画の再策定についてでございます。

県から説明をお願いいたします。

○野口みどり自然課長 では、引き続きましてご説明させていただきます。

協議事項の1、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の改正に伴う県計画の再策定についてご説明をいたします。

これは、平成26年5月、今年の5月、鳥獣保護法が改正されました。それに伴いまして、県が策定しております鳥獣保護計画等について再策定が必要になりますが、国から改正指針等が示されますのは今年の11月頃という状況になっております。そのため、具体的改正案をまだお示しできないので、今回の環境審議会にお諮りをして、ご意見をいただきたいというふうに思っております。

実際、具体的な案を策定しまして、諮問事項としてお諮りできるのが年明けになってしまうと思いますので、今回のご意見をいただいた上で作成に当たりたいということで、協議をお願いしたいというものでございます。

お手元の協議事項1の資料1ページをごらんください。

まず初めに、1の鳥獣保護法の改正についてご説明をいたします。

近年、ニホンジカ、イノシシ等によります自然生態系への影響や農林業の被害が深刻化する一方で、

狩猟者の減少や高齢化によりまして、鳥獣の捕獲の担い手が減少しております。このため、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲の担い手の育成を目的としまして鳥獣保護法が改正され、平成26年5月に公布をされたところでございます。

今回の法改正では、(2)の主な改正内容のアにありますとおり、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められました。「管理」という言葉が入りました。法律の目的に、鳥獣の管理というのが入ったという形になっております。鳥獣の管理といいますのは、鳥獣の生息数を適正な水準に減少させまして、その生息地を適正な範囲に縮小させるというふうに定義されております。

次に、イの施策体系の整理にありますとおり、都道府県が国の基本指針に基づきまして策定する計画の体系の見直しが行われております。現行と改正法の対比図を記載しておりますが、具体的には、左側にあります、都道府県が策定します現行の鳥獣保護事業計画に鳥獣の管理の要素が加えられ、右側に記載しましたとおり、名称が鳥獣保護管理事業計画に改められました。また、生息数が著しく増加または減少している鳥獣について定めます特定鳥獣保護管理計画が、鳥獣の保護を目的とする第一種特定鳥獣保護計画と、鳥獣の管理を目的とします第二種特定鳥獣管理計画の2つに分かれました。今回の改正では、これらの計画についての経過措置が設けられなかったため、この改正法が施行されますと、現在の県のつくりました計画がその効力を失うという形になります。

次のウの指定管理鳥獣捕獲等事業の創設でございますが、現在、生活環境被害や農林業被害を及ぼす鳥獣につきましては、狩猟による捕獲のほか、主に市町村による有害鳥獣捕獲により捕獲をされております。今回、それでは捕獲が不十分であるということで、環境大臣が定める指定管理鳥獣につきまして、集中的かつ広域的な捕獲を推進するため、都道府県等を実施主体とする捕獲制度が創設されたものでございます。この事業を行う場合には、捕獲等の許可を不要とすること、また、一定の条件のもとで夜間の銃による捕獲を可能とすることなど、円滑な捕獲を推進するための規制緩和が図られております。

なお、この事業の対象となる指定管理鳥獣につきましては、今後、環境省の省令におきまして、ニホンジカとイノシシが指定される見込みでございます。農作物被害といいますと、最近アライグマが思い浮かぶかと思うんですが、アライグマにつきましては、外来生物法で指定する特定外来生物であることから、鳥獣保護法ではなくて外来生物法に基づきました防除実施計画を埼玉県では平成19年3月に策定しまして、市町村と連携して毎年約2,000頭程度の捕獲を実施しているところでございます。

次に、2ページ目をごらんください。

エの認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入でございます。この制度は、鳥獣の捕獲等の事業を実施する法人が、捕獲等の安全体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて都道府県知事の認定を受けることにより、認定鳥獣捕獲等事業者になることができるというものでございます。

なお、都道府県等は、先ほどご説明しました指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するに当たりまして、この認定鳥獣捕獲等事業者に事業の委託をすることができるということとされております。

次に、(3)の施行期日でございますが、法律の公布の日から1年以内の政令で定める日とされておりまして、現段階では平成27年5月末の施行が見込まれております。

続きまして、2の県計画の再策定についてでございます。

1でご説明しましたとおり、改正鳥獣保護法が施行されますと、現行の県で策定しました鳥獣保護事業計画、それから埼玉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）、それから埼玉県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）は、その効力を失うこととなります。このため、改正法の施行前に新たな計画を策定する必要がございます。

具体的には、鳥獣全般の事業計画である鳥獣保護事業計画に代わりまして、鳥獣保護管理事業計画を策定いたします。また、特定の鳥獣に関する計画としまして、現在ニホンジカとイノシシについて定めております埼玉県特定鳥獣保護管理計画に代わりまして、埼玉県第二種特定鳥獣管理計画を策定することとなります。

今後の計画策定のスケジュールでございますが、ページの一番下、策定スケジュールをごらんください。

現在、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本指針が、国において改定作業中でございます。これにつきましては、平成26年11月頃に告示が予定されております。今後確定いたします国の基本指針に基づきまして県の計画案を策定し、来年2月頃と思っておりますが、開催の環境審議会において正式にお諮りをしたいと考えております。

計画の見直し方針案につきましては、3ページの3、計画策定のポイントとしてまとめました。

まず、鳥獣保護管理事業計画についてでございます。表の右側の新たな計画（案）に点線の枠囲みでお示しした部分が、現時点で追加修正を予定している事項でございます。

第1の計画の期間につきましては、国の基本指針に基づきまして、計画の始期を改正鳥獣保護法の施行日とし、終期を現行計画と同様に平成29年3月31日と定める予定でございます。

なお、この表の計画期間の欄では、計画の開始日を平成27年5月30日からと表記しておりますが、これは現時点で見込まれている改正鳥獣保護法の施行日を暫定的に言っております。今後、法律の施行日が国の政令におきまして正式に定められた段階で、この計画の開始日も確定することとなります。

第6の第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項につきましては、ニホンジカとイノシシに関する第二種特定鳥獣管理計画に関する期間、対象地域、主な対策などの概要について記載するものでございます。

第8の鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項につきましては、今回の鳥獣保護法の改正とは直接関係はございませんが、実は埼玉県で平成26年、今年の6月に鳥獣保護センターを川越に開設いたしました。その内容をここに書き込んで、傷病野生鳥獣保護の実施体制に関する記載内容を変更するものでございます。

次に、4ページ、5ページは、ニホンジカとイノシシの第二種特定鳥獣管理計画の策定のポイントでございます。

それぞれ、3、計画の期間につきましては、先ほどの鳥獣保護管理事業計画と同様、現行計画と同じ終期設定としております。

なお、4ページ目、ニホンジカの計画につきましては、7、第二種特定鳥獣の管理に関する事項の中に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を追加いたします。先ほどご説明しました、県が捕獲していいよという内容でございます。農林業被害だけでなく森林環境への影響も深刻となっているニホンジカにつきましては、今回創設されました指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する方向で、実施の必要性や実施期間、実施区域等を記載することを予定しております。

こうした見直し方針のもと、鳥獣保護管理事業計画及びニホンジカとイノシシに関する第二種特定鳥獣管理計画の策定準備を進めさせていただきたいので、委員の皆様にご協議をいただければと存じます。

以上で協議事項1の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○畠山副会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見またはご質問のございます方は、どうぞお願いたします。水村委員。

○水村委員 どうもご説明ありがとうございました。

新たにこの計画を策定されるニホンジカとイノシシなんですけれども、それぞれ県内の生息状況、また、どの程度の頭数に抑えると、そういった管理を行う予定なのか教えてください。

また、先ほど、アライグマについては別の法律で管理するという事なんですけれども、最近……、最近というか、市街地等で、被害というんですかね、非常に目撃されることが多いハクビシン、あるいはカラス等についてはどういった法律で管理されるのか、ご説明をお願いします。

○野口みどり自然課長 生息数の関係でございます。シカにつきましては、平成25年度の調査、実は調査で結構幅がありまして、5,000頭ぐらいから1万頭ぐらいとかという数字が毎年出ているんですが、中央値で申しますと、25年度で8,142頭という数字が出ております。一応それが現在の生息数という形で考えております。イノシシにつきましては、正直言いますと、生息数が、なかなか把握が難しいという状況でございます。県内の生息数という数字は、具体的に数字は出しておりませんというか、出せない状況でございます。

あと、どのくらい減らすという話なんですけど、先ほど申し上げましたけれども、28年度では毎年3,000頭獲りたいと、シカについては考えておりまして、どのくらいとれば減っていくかということを確認しながらやっていきたいと思っております。余り獲り過ぎて激減しても困りますので、とりあえず、28年度3,000頭、シカについては獲りまして、それで数がどのくらい減ったかというのを見ながら、適度なバランスを見て、毎年獲っていく頭数を決めていきたいというふうに考えております。

実はシカは一夫多妻制でございます。オスが1頭で、周りのメスに全部子供を産ませるという形で、メスを獲らないと減らないというのがございます。実は平成17年までメスジカというのを埼玉県が獲っちゃだめだよという話をしていたので、それで増えてしまったという状況がございまして、メスジカをなるべく獲ってほしいと。オスジカとメスジカ1頭ずつかメスジカを2頭とか、1回に2頭獲るといをお願いしているんですけれども、そんな形で、できるだけ減らしていきたいという形で考えております。

それから、ハクビシンとカラスにつきましては、一応、鳥獣保護法の対象になっておりまして、基

本的には保護するということになっているんですけども、有害鳥獣という形で捕獲をしているという形になっています。カラスについては、平成25年度で言いますと、有害鳥獣捕獲で約2,000羽というのを獲っております。ハクビシンにつきましては、有害鳥獣捕獲で650頭というような数字を毎年獲っております、これにつきましても、特に農業被害につきましても結構影響が出ているという形でございますので、捕獲に取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○水村委員 ありがとうございます。

イノシシのほうなんですけれども、現状でまだ生息数等の把握ができていないということなんですけれども、今後、その管理するに当たってはそういった調査等も必要なというふうに思うんですけれども、その辺の計画はどうなっているのかというのと、あと、そのカラス、ハクビシンの関係ですけれども、こちらについては、管理の目標設定とかそういったものはどういうふうに行っていくのか教えてください。

○野口みどり自然課長 イノシシについてなんですけれども、活動範囲が結構広くて、1晩に20キロから30キロ移動するというふうに言われております。また、多産でございます、毎年4から5頭という数を産むということで、1年を通して大幅に数が変動するというのがイノシシでございます。そのためなかなか個体数を推定するという方法が確立されていないと、全国的にそうなんです、ただ、調査はしておりますので、どのくらい獲っていけば減っていくかなという形では進めていきたいというふうに思っております。

それから、カラスとハクビシンの関係でございますけれども、カラスにつきましては、今、都市部で結構数が増えまして、ごみとかにも結構影響が出ているという形がございまして、私どものほうにも結構苦情が入っております。それもありまして、有害鳥獣捕獲ということで、本的には市町村が有害鳥獣として指定して、委託をして獲っているという形をとっておりまして、県としましては、その形を支援していきたいということで考えております。

ハクビシンにつきましても、アライグマほどではないんですが、農業被害も結構出ております。これもまた市町村が有害鳥獣捕獲という形で指定をしてやっているという形になっておりますので、それにつきましても、県で全体の支援をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○水村委員 結構です。

○畠山副会長 池田委員もどうぞ。

○池田委員 ご説明ありがとうございました。

管理計画、ニホンジカ、イノシシそれぞれなんですけれども、小さな質問なんです、ちょっと文言について教えていただきたいんです。どちらの計画でも、一番最後の、ニホンジカですと計画の9番、それからイノシシですと計画の10番なんです、それまで全部第二種と頭についているんですけども、最後だけがその第二種がないんですけども、これは第二種がないと、ぱっと読んだときにすぐ誤解されると思うんですけども、第二種がついていないのはなぜなのでしょう。

○野口みどり自然課長 今、確認します。

今、うちのほうで手に入れています、国の基本的な方向の資料があるんですが、そのあたり、第二

種が書かれておりません。こういった表記になっておりますので、また国に確認をしてみたいと思います。

○池田委員 わかりました。

○畠山副会長 では、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 協議事項1の2ページ、策定スケジュールの件で、ちょっと単純な質問になるかと思いますが、この中で2月定例会とございますが、これは2月の県議会の定例会、こういう理解でよろしいでしょうか。

○野口みどり自然課長 はい、そのとおりでございます。

○鈴木委員 それからもう1点、その下に保護管理検討委員会というのがございますが、この役割と委員の構成について教えていただきたいと思えます。

○榎本（みどり自然課） みどり自然課の榎本と申します。

検討委員会は、これは特定のイノシシであるとかシカであるとかの生態を調査しまして、どのぐらい獲ったらいいかというような専門的な考察が必要でございますので、学識経験者でありますとか、あるいは、今日の委員の中にもいらっしゃいますが、生態系の保護の関係の方ですとか、狩猟者の代表の方ですとか、関係者の皆様のご意見を聞きながら具体的な計画を立てたいということで、学識経験者及び関係団体の皆様を委員としまして、11名の委員がいらっしゃるんですけども、現行の特定計画を策定していただいたときにお世話になった先生に引き続き委員になっていただいて、ご意見をちょうだいする予定でございます。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○畠山副会長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等ございますか。

では、石井委員。

○石井委員 先ほど適正な数ということが出ましたけれども、何か数が余りはっきりしていないという中で、獲る数は決まっていると言いますが、適正というのはどういうところかなと、面積当たりとか餌とか、あるいは、山間地ですので、埼玉県だけではなく近隣の県と行き来を野生動物はしているんじゃないかなと思えますが、近隣の県との調整はどうなっているのでしょうか。そして、獲り方はどんな方法で獲るのか。

そして、獲った動物につきましてはどのように処分をするのか。私は、食べてもおいしいと聞いていますので、いろいろ使い方とか利用方法もあるかなと思えます。

また、保護というのは、我々人間から見た目線での保護なのか、彼らから見た保護なのか、お聞きしたいと思います。

○野口みどり自然課長 適正数についてなんですが、先ほどもちょっと申し上げたんですが、シカもイノシシも、どのくらいとれば減るかというのをやってみるという形でございます。シカにつきましては、今、毎年1,500頭を獲っている段階で調査すると、毎年増えているという状況がございますので、それを今年は2,400頭獲る予定です。28年度には3,000頭獲るということです。そこまでやってみて頭数が減るかどうかなということを確認しながら、どこまでとればいいのかというのをやっていく

という形でございます。

イノシシにつきましても、生息数自体がわかっていないんですが、出没状況とか目撃情報とかの数字がございまして、そういった数字を使いながら、どのくらい獲っていけば減っていくかと、調べていくかということも含めて、確認をしながら進めていきたいというふうに考えております。

獲り方、狩猟の方法なんですが、シカにつきましては、基本的に銃で、巻狩りといって、ハンターたちが何人かでグループをつくりまして、追い立てて、撃てる場所に追い出して銃で撃つというような方法プラス、あとはわなによる捕獲も今年はやってみるという形で考えております。

わなについて難しいのは、今まで県で余りやっていなかったんですが、囲いわなにするとカモシカとかが入っちゃう可能性があります。ですので、その辺も確認をしながら、どの地域でやればシカだけ入るかとかいうのを見定めながら進めていきたいということで考えております。

○榎本（みどり自然課） イノシシはわなでとるのが多いです。くくりわなといって、投げ縄のこの小さいみたいなものを置いておきまして獲るとか、あるいは、先ほど課長から説明した、囲いわなといって、網の中に餌を置いておいて、そこにおびき寄せるだとかといった方法がございまして。

そのほかの質問としまして、他県との関係でございまして、シカにつきましては関東山地で共通の悩みを抱えておりますので、毎年、関東山地の生息状況を調査しながら、県同士で、東京都も含めて都県で共通の課題を研究する会議を設けております。

また、埼玉県と東京都につきましては、都県境で共同でシカを捕獲しようということで、10月から11月にかけて年2回ほど、我々、共同捕獲と呼んでいるんですけども、一緒の日に両側から獲るといような試みをして、都県境の捕獲を進めております。

処分方法については、これは狩猟者の皆さんにご苦労をかけているんですけども、適正に処分なさいと。「適正に」はということかということ、埋めなさいということなんです。ハンターの皆さんも、自分でシカとかイノシシを食べる方もいらっしゃるんですけども、食べ切れない分は、ご苦労なんですけれども、穴を掘って、山、あるいは自分の畑に埋めていただいております。

最後の保護という考え方なんですけれども、従来の今まだ生きている鳥獣保護法は、保護管理といまして、どちらにしても人間から見た考え方なんですけれども、鳥獣を保護する意味合いで管理する。つまり、増え過ぎちゃうと鳥獣にとっても縄張りとかいろんな問題がありますから、増え過ぎちゃっても困るから数を適当にコントロールしようねというような、保護管理という考え方だったんですけども、今回の鳥獣保護法の改正では、保護と管理を明らかに分けました。保護は、文字どおり、数が少なくなったものを減らさないように保護すると。管理につきましては、数を減らすということで、今度の管理という考え方は、数を減らすという考えを明確にいたしました。

以上でございます。

○畠山副会長 よろしいでしょうか。

では、新井委員、どうぞ。

○新井委員 越生町なんですけれども、猟友会の会員が年々減ってきてしまっているわけです。イノシシ、ニホンジカの被害が非常に出ているわけなんですけれども、そういう猟友会、狩猟に当たる人たちの人員を増加させる施策というのは、環境部のほうとは関係ないんですか。

○野口みどり自然課長　うちの課で担当しております。猟友会の会員を増やすために、やっぱり狩猟免許を取る方を増やさなきゃいけないということがありまして、その辺の増加にも取り組んでおります。

狩猟免許取得のための講習会の回数を増やしたりとか、土日、平日も、どっちも受けられるような形で回数を増やすとか、それから一番役立ちそうな農協の方、それから市町村職員の方に対しても受験の勧奨をお願いしているという形で考えております。

今年度は、できれば県職員向けの講習会でもやってみようかなというようなことを考えておまして、できることは何でもやってみたいと。そういう手段をとりながら、なるべく免許を持っている方を増やして、今、鳥獣被害が年々増えていますので、その対応にも役に立ちたい、立つような形をとっていきたいということを思っております。

○畠山副会長　よろしいでしょうか。

じゃ、どうぞ。

○小野委員　先ほどの鳥獣被害の中に、恐らく鳥獣保護法には関連しないんですけども、例えばハクビシンだとかアライグマというのは、病原性微生物を持っている場合が結構あって、その場合の人への被害というか、衛生関連のほうでやるんでしょうけれども、それとの連携はどうなっているんでしょうか。

都会では非常に多いんですね。その都市部での人への被害は恐らく衛生部関連だと思うんですけども、それとのやっぱり連携がないと、きちんとした鳥獣保護というか保護ができないんだろうと思うんですけども、それとの関連を教えてください。

○榎本（みどり自然課）　私のほうから。

まだ実は具体的には、そういった対策を常時講じているわけではないんですけども、今、これは国が主体で、先日、県のほうに依頼が来たんですけども、全国で、そういった野生鳥獣の寄生虫ですとかウイルスに汚染されていないかどうかというのを、狩猟者が獲った獲物の検体を幾つか、肉をもらって、そういう意味で、汚染されていないかどうかというのを、国から、県でいいますと保健医療部を通じて、そういう調査をしたいんだけどもというような調査依頼が来ております。そういうふうには、国のほうが主体なんですけれども、その辺の調査に協力することによって、野生鳥獣の病原菌ですとかウイルスに関する感染の情報を共有したいと思います。

○畠山副会長　よろしいでしょうか。

では、そろそろ時間も大分たちましたので、もし、ぜひにとというご質問。

じゃ、鈴木委員。

○鈴木委員　その計画の期間についてですが、これ、平成27年5月30日から平成29年3月31日までということで、約2年ですね、1年11カ月というふうになっているんですが、これは当初の現行計画が5年になっていますよね。この残りという意味でこういう期間になっているんでしょうか。

それからもう1点、もしその期間が来た後は、やはり5年ぐらいに戻すという理解でよろしいんでしょうか。

以上です。

○野口みどり自然課長 ご質問のとおりでございます。現行計画の残りの期間について、とりあえず今回の法改正を受けた最低限の内容を改正するというものになります。次の計画につきまして、また5年間の計画で、またその時点で必要な内容を組み込みながら策定するという形になります。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○畠山副会長 では、ありがとうございました。

この案件は次回以降の審議会で諮問されるということでございますので、本日出された意見を参考にして審議会で諮るようにしていただくようお願いいたします。

それでは続きまして、協議事項の2、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しについてでございます。

これにつきましても県から説明をお願いいたします。

○安藤温暖化対策課長 埼玉県温暖化対策課長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しについてご説明をさせていただきます。

まず初めに、お手数でございますが、お手元の資料2-1をお開きいただきたいと存じます。

この埼玉ナビゲーションと申しますのは、平成21年に策定いたしました本県の地球温暖化対策実行計画でございます。

表紙を1枚めくっていただきましたところの右側に、およそ2050年に本県が目指すべき将来像というポンチ絵がございます。およそ2050年には、再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体を目指すということで、その下にポンチ絵を示しているところでございます。

この将来像というものを特に視野に入れつつ、目標といたしまして、2020年における温室効果ガスの排出量を2005年比で25%削減することとしております。

次のページになりますけれども、この目標を実現するためには、大きな社会の流れを起こしていく必要がございます。この流れを産業社会、ビジネススタイルやライフスタイル、エネルギー、まちづくりなど7つの方法で整理いたしまして、目的地にたどり着くためのナビゲーション、航海図というものを示してございます。

次のページ、おめくりいただきますと、その中でも、早期に取り組むべき重点施策といたしまして、目標設定型排出量取引制度の創設など7つの施策を掲げてございます。

この「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の中間見直しに当たりますのが、お手元の協議事項2の資料でございます。これをお開きいただきたいと存じます。

左上段でございますけれども、実行計画の概要でございます。

先ほど少しご説明申し上げましたけれども、2020年まで25%削減ということで、その内訳といたしまして、需要側というふうに申しておりますけれども、県民や事業者の方々の省エネの努力等によりましてCO₂を削減するのが21%、また、供給側と書いてございますけれども、いわゆる電力会社が発電をする際に火力発電をなるべく使わないこと、逆に言いますと、原子力、あるいは水力等々を使うことによって減らせるであろうということで、4%を見込んでいたところでございます。

なお、このナビゲーションの中で、中間年ということで計画の見直しをするということが明記されてございます。

その下の段には、埼玉県の温室効果ガスの排出量の推移を示させていただいております。基準年であり平成17年、一番左になりますが、4,296万トンでございました。それが直近の平成24年には、棒の右から2つ目ですが、4,396万トンということで、基準年に対しますと100万トン、率にしますと2.3%の増となっております。

この平成24年の内訳ですけれども、いわゆる需要側、省エネの努力等によりますのが3,890万トン、この数字は、右端にあります灰色の棒グラフ3,795万トン、これは24年時点での進捗の目安、目標ですが、これには届かなかったものの、基準年である平成17年と比べますと406万トン、率にしますと9.5%の減と進んでいるところでございます。

赤色の部分の506万トンでございますけれども、東日本大震災以降の火力発電の増加、いわゆる電力供給側における排出増加分で、この部分は、県民や事業者の皆様方が一生懸命省エネをしても、いかんともしがたい部分でございます。

需要側だけのトレンド、傾向を黒色の実線で示しておりますけれども、県民、事業者の省エネ努力等はおおむね順調に進んでいるものと認識してございます。

次に、すぐ下の折れ線グラフでございます。電力供給側と申しておりますけれども、その対策につきましても、1キロワット時、1キロワットアワーですね、この電力をつくるのに何キログラムのCO₂を排出したのかというのを排出係数と言っております。平成19年、それから平成23年と大きな地震が起きましたので、排出係数が大きく悪化しております。この排出係数の悪化の部分、その上のグラフの赤色の部分というのが、本県への影響として出てきているということでございます。

一番下のグラフでございますけれども、左側には、産業、業務、家庭、運輸といった部門別の温室効果ガスの排出割合が載っております。また、右側には、部門別のCO₂がどういう燃料別に出ているのか、油ですとか電力ですとかガスですとか、それぞれ部門によって異なっているということを参考までにお示しさせていただいております。

資料の右半分に進めさせていただきます。

主要4部門のCO₂排出状況というところをご覧くださいと存じます。

全体と主要4部門につきまして、現状と、それから目標値、進捗状況を示してございます。

一番上の黒色の帯の全体という部分を例に申し上げますと、平成17年の基準値が一番左の4,296万トン、それから25%削減時の目標値が一番右側の3,222万トンとなっております。この差を減らしていくということになります。

平成24年の進捗目標3,795万トンといいますのが、平成24年時点で達成すべき目安となる排出量でございます。これをずっと続けていくと、平成32年には25%減らせるだろうという数字になっております。

その3,795万トンのすぐ右隣の現状欄でございまして、3,890万トンと比較いたしますと、現時点での排出量は、目安となります目標を少し上回っており、やや厳しい状況にあると認識しております。

なお、現状欄の下に4,396万トンとございます。これは、電力供給側の排出増加量も含んだ平成24年の排出量となっております。

部門別に見てまいりますと、産業部門、青色になっておりますけれども、大変順調に削減が進んでおり、また、次の業務部門、これはいわゆるオフィスですとか商業施設などが含まれますけれども、こちらも順調に削減が進んでいるものと考えております。これら2つの部門の削減を進めるために、大規模な事業所におきまして、目標設定型排出量取引制度という取組を進めております。

次に、黄緑色になっておりますけれども、家庭部門でございます。平成24年の排出量は、減らすべきところではありますが、基準年より残念ながら増加しているということで、大変厳しいものと認識しております。これまで省エネ、節電や太陽光発電の普及拡大に取り組んでまいったところがございます。

次に、紫色の運輸部門でございます。平成24年の進捗目標まで届いておらず、厳しい状況でございます。現在は自動車地球温暖化対策計画制度などを行っているところでございます。

こうした現状を踏まえまして、資料の中ほどでございますが、計画の見直しに当たり、今後重点的に取り組む施策を案として方向性を示しているところでございます。

まず、家庭部門では、削減が進まない原因としまして、世帯数、高齢者の増加などが考えられております。このため、省エネ家電や設備の普及促進、あるいは住宅の省エネ対策推進、環境負荷の少ない住まい方の促進などを考えております。

次に、運輸部門ですけれども、削減が進まない原因としましては、自動車台数の増加などが挙げられます。このため、EV、これは電気自動車でございます。それからPHV、これはプラグインハイブリッド自動車と言っておりますが、そういったものの普及促進、あるいは地球温暖化対策推進条約に基づく低燃費車導入義務の割合の見直しなど、営業用自動車のエコ化促進などを考えております。

再生可能エネルギーの活用や関連先端産業の発展につきましては、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの活用、水素ステーション設置促進など、水素社会実現に向けた取り組み、県の産業振興・雇用機会創出基金を活用した環境エネルギー分野等の先端産業の育成などを考えております。

最後に、地球温暖化への適応策についてでございます。これまで国内外でさまざまな温暖化対策に取り組んできておりますけれども、既に温暖化の影響というのは出始めておまして、しばらくの間は温暖化の傾向は避けられないと言われております。このため、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とともに、温暖化の影響による被害を防止、あるいは低減するための適応策、これを車の両輪として進めていくことが重要だと考えております。県としても積極的に適応策に取り組んでいく必要があります、その基本的方向性を示してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、見直しに当たっての現状分析、あるいは方向性などにつきましてご説明をさせていただきました。委員の皆様方のご意見を賜りまして、これを踏まえまして見直し案という形で次回以降に諮問をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○畠山副会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

はい、滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 ご説明ありがとうございました。

県の取組について、大変積極的に、生協連として、組合員活動、また事業としてご協力していき

いものとして、今後の政策案のところの再生可能エネルギー活用関連のところ、質問というか要望を述べさせていただきたいと思います。

この低炭素社会の見直しにおいて、条例化をして推進されておるわけですが、今後、省エネ等に関してのこれまでの取り組みの中の数字の部分を見ますと、やはり省エネが大変肝心な要点になってくるといふように生協でも考えておられて、そのようなことで、昨年も再生エネルギーの研究会等を組合員の意識調査とともに進めております。県の職員の皆さんにも、その面での学習や、講師にお願いをいただいて、この場をお借りしてお礼申し上げます。

そういう中で、今後、埼玉県においては、太陽光モデルでありますとかエコタウンの推進でありますとか、大変いい先進事例がありますので、再生エネルギーに関しても、施策を進める上で条例化のような形で基盤をつくっていくようなことが、この件と少し外れてしまうんですけども、今後、基本計画等がありますし、去る4月には閣議決定のほうで、再生エネルギーを2割ということで2030年ビジョン等が出ておりますので、ぜひ進めていただきたいということを生協活動の中、生協連として申し上げたいと思いましたが、質問というよりは要望になりますけれども、ぜひご審議、今後お願いしたいと思います。

以上です。

○畠山副会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等。

じゃ、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 温室効果ガスの排出量というのが、県のご努力によりまして、かなり目標に近い数字で推移していることに敬意を表したいと思います。

その中で特に、この表でいきますと、種別に見ますと家庭用が大変伸びてしまっているということで、この家庭用というのは、多くの県民にこれを訴えていかなければいけないという中で、大変苦労があると思います。県のほうでも、小中学校1,090校のうち8割以上に対してこのエコチェックのチェックシートを配って、この防止に努めておられるということでございますが、学校のみならず一般家庭においてもこれを広げていく必要があろうかと思ひまして、その辺についてはいろいろ施策をお考えと思いますが、その辺の展望につきましてご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○安藤温暖化対策課長 今ほど鈴木委員のお話にありました、エコライフDAYという取組でございます。簡単な一日環境家計簿と申しておまして、学校はもとより、一般の事業所、あるいは県民の皆様にも訴えかけをして、事業所の中でも取組を進めていただいているところでございます。

それから、エコライフDAYは、1日という部分もございまして、これをしっかりと子供たち、あるいは学校関係で進めていきますとともに、家庭のWEBエコ診断という、スマートフォンを使って、簡単にいつでもどこでも、CO₂の削減について、自分のところの排出量の試算はどうかなというのをまずチェックした上で、さらにこういった改善ができますよという提案もするという取組も行っておりますので、こういったものをさらに広げていきたいと考えております。

いずれにしても、普及啓発という部分で、なかなか手応えが難しい部分もございまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○畠山副会長 すみません、私からも1つ質問させていただきたいんですが、まず1つは、これ、今、CO₂だけで書いてありますけれども、例えばCO₂以外のメタンだとか一酸化二窒素だとか、そういうCO₂以外の温室効果ガスについては、例えばCO₂に換算して計算がされているのか、それとも全く別口なのかということと、それから、そのほかにも、いわゆる国レベルだと京都メカニズムとか植林だとか、そういうものもCO₂削減に計算するというようなメカニズムがありますけれども、そういうことはこれには含まれているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○安藤温暖化対策課長 今ほどのご質問でございます、CO₂以外の温室効果ガス、メタン等々でございますけれども、これにつきましては、この計画でもそうですし、毎年の排出量につきましても含めた形でございます。温室効果というのは、例えばCO₂を1としますとメタンが21だとか、そういった数字で換算をした上でカウントしているところでございます。

それから、2点目の京都メカニズム、あるいは植林に基づいた森林吸収源という部分のお尋ねにつきましては、特に植林につきましては、この計画の中で、大体これぐらいという見込みは立てております。ただ、植林の場合には、どういったものをCO₂の削減として認めていいかという解釈が分かれるといった課題もありますので、かなり慎重に担当部局と協議をしながら、可能な範囲では盛り込んでいくという状況でございます。

○畠山副会長 ありがとうございます。

では、池田委員、どうぞ。

○池田委員 すみません、今、植林というお話もあつたんですけども、植林とともに、やはりヒートアイランドということですと、森林の保全ということをぜひ考えていただきたいと思います。こちらのほうのいただいた資料のところの削減目標達成に向けた3つの推進方策というところにも、7つのナビゲーションの中に、豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO₂吸収源対策）ということで載っておりますので、ぜひ森林の保全、それからヒートアイランドの抑制ということになりますと、やはり水田の調整機能というのがありますので、今、県内はほとんど田んぼがなくなっていきますけれども、そうした部分でもぜひ水田も見直していただけたらと思います。

最後にもう1点だけ、今、エコライフということで、自転車の生活スタイルを推進するようなんですけれども、埼玉県、まだまだ自転車が安全に走れる道路が少ないと思うんです。ぜひ安全に自転車を楽しんで使えるような整備をお願いしたいと思います。

以上です。

○畠山副会長 ありがとうございます。

じゃ、関口委員。

○関口委員 今、地球温暖化とヒートアイランドの関係というのがあるのですが、今、この資料で、ちょっとご説明はなかったようですが、資料の2-1のその次のページのところですかね、例えば埼玉県の状況というところに下にちょこっと、ヒートアイランド現象なども含むとか、非常に曖昧な状態になっています。例えば県民の方が温暖化を考えると、実際に暑さを感じるのは、すごくヒートアイランドを受けている場合の方が暑さをすごく感じると思います。ただ、対策で日本全体のレベ

ルを考えなきゃいけないから、こういう冊子が出てきて、こういうふうに対策しますみたいな話がそこへ出てきても、やっぱりなかなか受け入れにくいのではと思います。実際、この原因はどこだろうって考えるわけで、ただ何となくヒートアイランドと温暖化がまざっているよということではなくて、もう少し、どれぐらいがヒートアイランドで、どういうところはヒートアイランドがすごく影響しているけれども、こういうところはすごく温暖化がきているんだよというような、もう少し具体的なあらわし方みたいなことをしていけないのかなというのが、1つ要望としてあります。

それから、先ほどのご説明いただいた資料の対策のところ、例えば、今後重点的に取り組む施策として、こういうのを普及しますよとか、促進しますよというのが書いてあるのですが、この辺もある程度試算で、例えば過去のいろいろな例とかを挙げて、これをするので何%ぐらいいけるのかとか、そういう具体的な試算みたいなことはできないでしょうかね。

その部分を結構ある程度具体的にしていかないと、本当にこれを書いてあっても、やってどれぐらい効果があるのだというところが見えない状態で、やっぱり案だけを出してこう並べていっても、余り効果を感じられないというのが、実際に受ける側の印象だと思うんです。その辺をもう少し具体的な感じで見えるようにしていただきたいというのが要望です。

○安藤温暖化対策課長 今ほどのお話でございます。取組案につきましては、まだアイデアベースでありますけれども、やはり説得力を持たせる意味でも、CO₂をどれぐらい、例えば何トン減らせるという具体的な数字をお示しして、できればそれを積み上げて、きちんと目標を達成できますよというような形をしっかりと県民の皆さんにもご理解いただいた上で、みんなでやっていきたいと思いますという形にしていきたいと考えているところでございます。

それからヒートアイランドにつきましては、委員がおっしゃられたように、非常に渾然一体となっている部分がございます。基本的な認識としましては、温暖化によって、全国的、あるいは全世界的に温度が上がっている。特に都市部についてはヒートアイランドということでぐんと上がっているという2つが、効いてきているのかなと。特に熊谷の場合は、気温を観測する場所の問題等もあって、ヒートアイランドの可能性もかなりあるのではないかとこのように考えられております。

以上でございます。

○小口委員 何点か、細かいところですけども、質問させていただきます。

まず、協議事項2の資料の左上の埼玉県の温室効果ガス排出量の推移（全体）について、平成17年、18年には赤いバーがないんですけども、これは、供給側、電力会社側のほうからのデータがなかったということを示しているのでしょうか、というのがまず1点。

あと、平成23年、24年で、供給側のほうですから直接関係ないかもしれませんが、赤いバーが308から506まですごく伸びている、これは何でなのでしょう。平成23年度ががんと伸びたというのはまあわかるんですけども、そこからまた電力の供給側のほうでそこまで伸びているというのはどういうことなのかという理由を、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思っております。

それからまた、その右のページに移りまして、確かに家庭部門のほうでの排出状況が大変厳しい状況です。太陽光発電の導入を進めていると思いますので、それが電気会社のほうで買っただけのわけですよ、余剰分は。その辺も加味された数字がここに示されているのかどうか。恐らく業務と

か産業部門のほうは、それが電力会社のほうでかなり買い取っている部分があるから順調なのかなと思います。家庭部門のほうでどの程度その数字が反映されているのかなというのが少々疑問に思いました。

あとは、ちょっと難しいかもしれませんが、温暖化なりヒートアイランドなり、最近、暑い夏が続いていますので、そのあたりのところがやはり家庭部門のほうの効果にはなかなか結びついていない。暑いからどうしても夏場は冷房を使ってしまったりとか、そのようなことが多くなっていると思いますが、先ほどの関口先生のほうのご質問、ご要望にもありますけれども、例えば、温暖化の影響がどれぐらいあるのかとか、その計算の仕方が、もう少しわかるといいなというのが、私からの要望としてお願いいたします。

以上、お願いいたします。

○安藤温暖化対策課長 4点ほどご質問いただいたかと思えます。

まず1つ目の、グラフのほうの平成17年、18年のところに、赤色のグラフ、いわゆる供給側がないという点でございます。これにつきましては、平成17年の計画策定当初は、この4,296万トンという排出量で、排出係数でいきますと、0.368キログラム・パー・キロワットアワーです。この数字で計算すると4,296万トンになりますということです。そこには、供給側も、スタート時点ですので、削減というような考え方は入っていないところでもあります。

18年以降については、前年と比べてどうだったのかということになってまいりますので、そこで初めて供給側の考え方が入ってくるということです。

それから、2点目の赤色のグラフが平成23年、24年が大きくなっているというお話につきましては、埼玉県の場合、主に東京電力からの電力を買っております。東日本大震災後、原発が順次停止をされている中で、電力の需要があります。そうすると、火力発電に頼っていくという部分で、火力発電への依存度が高まった結果がこのような数字に表れてきているということでございます。

それから、3点目の太陽光発電についての電力会社に売った部分でございますけれども、これにつきましては、おっしゃられますように、電力として売っておりますと、家庭側、使う側からすると、余剰電力を売っていますので、その消費、CO₂の排出としましては、その分が少なくて済む。要は、東電から買わずに済みますので、そういった部分で、含まれた計算になっているということかと思っております。

それから、4点目の、夏が暑いのでエアコンを使うということにつきましては、非常に悩ましい問題でございまして、エアコンを使わないで熱中症にかかるというような事例もございまして、そこについては、無理のない対策ですとか、あるいは技術的なブレークスルーを含めた形で温暖化対策を考えていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○小口委員 ありがとうございます。

○畠山副会長 では、大分、意見、ご質問、たくさんでしたので、そろそろ次の議題へ移りたいと思いますが、現在、ただいまの案件は、これもまた次回以降の審議会に諮問されるということでございますので、本日出された意見、質問等をベースに、さらにご検討いただきたいと思います。

では、続きまして、報告事項の2、環境基本計画の進捗状況についてにつきまして、県のほうからまたご説明をお願いいたします。

○山野環境政策課長 環境政策課長の山野でございます。

私からは、報告事項の2、埼玉県環境基本計画の進捗状況につきましてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、資料の2-1をごらんいただきたいと存じます。本日、机上に配付しております環境基本計画の冊子がございますが、これを簡略化したものが、この資料2-1でございます。

まず、その環境基本計画の概要でございますが、お手元の資料の左上の第1、総論の欄でございますとおり、現在の環境基本計画は平成24年7月に策定をいたしました。計画期間は10年間で、5年を目途に見直すこととしてございます。計画の中では、4つの長期的目標と、その目標達成に向けた18の施策展開の方向を定めてございます。また、施策展開の方向ごとに、さらに37の施策指標を掲げまして、進捗状況を把握することといたしております。

下の第2、長期的な目標の欄をごらんいただきたいと存じます。21世紀の半ばを展望して、4つの長期的な目標を定めてございます。1つ目は、環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくりでございます。2つ目は、再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりでございます。3つ目は、生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくりでございます。4つ目は、環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくりでございます。

次に、右側の第3、環境の保全と創造に関する施策展開の方向をごらんいただきたいと存じます。ただいま申し上げました4つの長期的な目標ごとに概要をご説明させていただきます。

まず、循環型社会につきましては、大気環境の保全、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進など、6つの施策展開の方向を定めてございます。主な施策といたしましては、光化学オキシダントや微小粒子状物質、いわゆるPM2.5対策の推進、廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備などでございます。

次に、自然共生社会でございます。河川等の保全と再生、あるいはみどりの保全と再生、生物多様性の保全など4つの施策展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、河川等の水質保全や、身近な緑の再生（創出）の推進でございます。

次に、低炭素社会でございます。地球温暖化対策の総合的推進や再生可能エネルギーの活用など、4つの施策展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、埼玉エコタウンの推進や、太陽エネルギーの導入促進などでございます。

次に、地域社会です。環境に配慮した産業・地域づくり、連携・協働による取り組みの拡大など、4つの施策展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、環境ビジネスの振興や、企業、学校、市町村と連携した環境保全への取り組みの推進などでございます。

続きまして、恐れ入りますが、資料2-2をごらんいただきたいと存じます。

18の施策展開の方向ごとに、平成28年度における目標値を定めた施策指標を37設定いたしまして、進捗状況を把握することといたしております。本日は、この37の施策指標により進捗状況をご報告させていただくものでございます。

以上が環境基本計画の概要でございます。

それでは、早速、平成25年度における進捗状況についてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、報告事項2、平成25年度における環境基本計画の進捗状況についてをごらんいただきたいと存じます。

まず、37の施策指標について、順調に推移している指標を「○」、計画策定時より改善している指標を「△」、計画策定時より改善していない指標を「×」、数値結果が未確認等のため判定ができない指標を「－」ということで表記いたしております。

また、それらの施策指標の達成状況をもとに、18の施策展開の方向ごとの進捗状況についても整理いたしました。施策展開の方向ごとに、順調に推移している施策は「A」、計画策定時より改善している施策は「B」、計画策定時より改善していない施策は「C」といたしました。

平成25年度の実績では、37の施策指標のうち、順調に推移している指標が27指標、率にいたしまして73%ございます。計画策定時より改善している指標が8指標（21.6%）、計画策定時より改善していない指標が2指標（5.4%）でございます。

また、これに基づく18の施策展開の方向ごとの進捗状況の評価でございますが、順調に推移している施策は9（50%）、計画策定時より改善している施策は8（44.4%）、計画策定時より改善していない施策は1（5.6%）となっております。

その計画策定時より改善していない指標、これが2指標ございますので、これらの状況についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、1枚おめくりをいただきまして、1ページをお開きいただきたいと存じます。

1つ目の指標は、2、公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止に係る指標のうち、1番目の「アユが棲める水質の河川の割合」でございます。この指標は、河川の水質測定地点のうち、BODの年間平均値が3ミリグラム・パー・リットル以下の測定地点の割合を平成28年度までに90%にすることを目標としたもので、平成25年度は72%という結果でございました。昨年度は5月から8月にかけて降雨量が少なかったといったことから、主に都市部の河川においてBODの値が上昇したことが要因と推測しております。目標は90%ですが、ここ10年では、平成15年度に52%であったものが、変動しながらも、平成22年度には77%にまで上昇しております。今後、生活排水対策等を進めることで、この指標を達成できるものと見込んでいるところでございます。

次に、2番目の「全国水質ワースト5河川」、これは国土交通省の直轄管理区間の河川でございますが、これは、県議会において追加修正をしていただいた指標でございます。この指標は、国土交通省が毎年発表しております「全国水質ワースト5の河川」に、平成22年は本県の綾瀬川と中川が入っております。それを平成28年度までに、該当なし、ワースト5に入らないというようにすることを目標としている指標でございます。

なお、「全国水質ワースト5河川」と申しますのは、国土交通省の直轄河川と、延長が10キロメートル以上のその直轄の支川のBOD値を測定いたしまして、その年間平均の値が下位の5河川を毎年、ランキング形式で国土交通省が公表しているものでございます。

しかしながら、昨年度から国土交通省は、河川別の水質ランキングの公表をやめまして、地点別の水質だけを公表することいたしました。そこで、国土交通省から平成23年の水質ワースト5河川に

おける平成25年の測定データを提供いただいて、県として比較いたしましたところでございます。

BOD値は、中川、綾瀬川ともに3.8ミリグラム・パー・リットルで、ともにワースト1という結果でございます。しかしながら、昨年と比較いたしますと、昨年は中川が4.7ミリグラム・パー・リットルでございました。また、綾瀬川も4.2ミリグラム・パー・リットルでございましたので、昨年度との比較におきましては改善をされているという状況でございます。

中川、綾瀬川のように、山地に源流を持たないで、生活排水でありますとかかんがい用水及び雨水等で形成されている河川が、県内都市部には多くございます。これら都市部の河川においては、雨量が水質に影響を与えるとともに、かんがい用水がなくなる冬の時期にはその水量が減少いたしまして、夏に比べてはBODが二、三割悪化するといったこともございます。

中川、綾瀬川は、生活系汚濁負荷の割合が全県平均よりも高く、生活排水がBOD上昇の主な要因となっておりますことから、合併処理浄化槽への転換でありますとか、公共下水道の整備、下水道への接続などの生活排水対策を今後とも実施してまいります。

環境基本計画の進捗状況の概略につきましては以上でございます。

なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日、この環境審議会にご報告させていただきますとともに、例年12月の定例県議会に年次報告として提出、報告させていただいております。

また、その後、県のホームページにも掲載させていただきまして、県民の皆様方への周知を図っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○畠山副会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しましてご質問等ございましたらどうぞ。

○関口委員 すみません、質問というわけじゃないのですけれども、この指標をつくったときに議論を本当はしなきゃいけなかったことかもしれないんですが、例えば、私、大気が専門なものですから、その大気を考えた場合には、光化学スモッグに関連しているVOCを下げるという指標をつくれば、非常にこれはみんな「○」になっているわけですよ。ただ、大気の保全といったときには、これは実際には「○」ではないわけです。ところが、水に関しては、棲める川をつくるか難しい指標だと、そういうのに関しては非常に悪い結果みたいなことになってしまうのですが、実際にはそういう汚染を下げるという意味では非常に効果を出しているわけですよ。

ですから、何かこの「○」「×」で言ってしまうと、非常に各分野が頑張っ対策をしているのが、何となく、ちょっと、うがったと言っちゃいけないですが、何かちょっと変な見方をされてしまうようなところがあるんじゃないかということで、1つの書き方として「×」「○」「△」というのはいいんですが、もっと具体的に、この部分は非常によくいっていると、ただ、これは実際環境に影響している一部であって、この部分はもう少しこういうところを今後考えなきゃいけないとか示すべきではないかと。大気のところには少し書いてあるんですが、気象とかこう関係するよと。こういう部分を全部の対策にしっかりつけて、これから次はどういう対策をしていけばこれはよくなるんだというふうに見えるような形にぜひしていただきたいと思います。

そうしないと、この「○」「×」「△」がひとり歩きしてしまうと、本当に何を対策していて、何がどうなんだというのがちょっとわかりにくいという部分が出てくるのではないかなという気がします。

○山野環境政策課長 ご指摘のとおりだと思っております。大きな政策目標に対して、それを達成できたかどうかをできるだけわかりやすく身近なところの指標で、しかも単一、あるいは1つか2つぐらいの指標であらわそうといった、そのぎりぎりのところで言われたのがこの指標でございますので、ただ、それが、例えばアユがすめればいいんですかといった問題ではないというふうに私どもは認識しておりますので、今、委員からおっしゃられましたような点につきましては、よく注意をいたしまして、対策を打ってまいりたいと存じます。

○関口委員 しっかりやっているのだということが見えるように、ぜひやっていただきたいと思いません。

○山野環境政策課長 はい、わかりました。

○畠山副会長 はい、池田委員、どうぞ。

○池田委員 すみません、今のお話にちょっと補足しまして、そうしますと、この地下水とかそうした部分で、この改善していくためにどのようなことを県としては取り組まれていく方向なのか、もし今考えておられることがあるようでしたら教えていただけますか。具体的なことを。

○山野環境政策課長 地下水に関してですか。

○池田委員 地下水といいますか、今の水質の汚染とか、その「アユが棲める水質の河川の割合」に関しまして、例えば川でしたらば、この河川の水質をよくするためにどのようなことを取り組もうと思っているかなど、具体的なものがありましたら教えてください。

○永島水環境課長 水環境課長の永島でございます。

今話題になりました、アユが棲める河川ということについての河川浄化対策は、従来、工場排水の規制をしておりましたが、現在では、生活排水による汚濁負荷が占める割合が7割だという統計が出ておりますので、合併処理浄化槽の普及促進、それから公共下水道の整備の促進と、この2点が一番大きな柱になってまいります。

特に私どもが環境サイドでやっておりますのは合併浄化槽の普及促進でございます。高度成長期以来、単独処理浄化槽がかなりの数、埼玉県にはございまして、これを合併処理浄化槽に転換させていく、つまり、し尿以外の雑排水がそのまま流れる現状を変えていくということを真剣に行っております。これにつきましては、全国でもトップレベルの補助金の制度を設けてございまして、昨年度ですと、県の補助金によって、1,200基を超える浄化槽が合併処理浄化槽に転換いたしております。

もう一つは、中川、綾瀬川のワースト5河川からの脱却ということでございます。お手元の資料の2-3をごらんいただきたいんですが、色のついたグラフをつけさせていただきました。こちらの全県のほうを見ていただきますと、アユが棲める河川の割合というのは、大きく見ていただきますと、右肩上がり割合は上げてきております。ただ、計画策定したときが、22年度、77というのがピークを打っていますので、何か悪くなっているように見えてしましますが、全体としての傾向は上がってきております。

それから、赤いグラフの折れ線グラフでございますが、こちらは環境基準をクリアしている河川の割合でございます。25年度は落としてしまいましたが、やはりこれも右肩上がりでは上がってきているということで、黒の実線が生活排水処理人口普及率ということで、公共下水道、それから合併処理浄化槽、農業集落排水施設、その他コンプラ等を含めた、雑排水の処理まで行っている人口の普及率ということです。これが徐々に上がってくることによって、全体として、降雨量の影響があるものの、水質は改善されているということが見ていただけるかと思えます。

また、中川、綾瀬川につきましては、下のグラフに書いてございますが、こちらは国土交通省のデータをもとにしておりますので、暦年のデータで、BODの場合、普通、75%値を環境基準の評価で使うんですが、単純平均を使っております。この数値で平均で見ますと、平成17年以降は、BODの基準値としている5mg/Lをずっと下回って、安定しているということが見ていただけるかと思えます。

なお、環境基準につきましては75%を使っていますので、平成18年以降、両河川とも環境基準をクリアしているという状況でございます。以上でございます。

○畠山副会長 よろしいでしょうか。

○池田委員 そうしましたら、既に考えていらっしゃるようですので、その部分でも目標値のようなものを掲げてやっていただけるとわかりやすいのかなと思えますので、よろしく願いいたします。

それともう1点なんですけれども、ごみに関しては、環境基本計画の「今後の施策と主な取組」のところに、随分、マイバッグを持ちましょうとか、そうした部分で細かい項目が出ているようなんですけれども、やはり河川の水質などに関しては細かい項目が少ないので、今のおっしゃったようなことも大事だと思いますし、あと綾瀬川の流域ですと、河川事務所さんの協働で、地域の団体と一緒に、石けんへの取り組みですか、家庭用の、生活排水ということで、石けんの取り組み運動なんかもやっていますので、そのようなことも考えていただけたらよいのかなというふうにも思えます。

○永島水環境課長 特に綾瀬川、中川につきましては、昨年度、対策の方針を部局横断的に検討いたしまして、昨年の夏過ぎに、両方の流域の24の市町と県が入って、合同による協議会を設立しております。今年度、越谷市や草加市に中心になっていただきまして、今一番進めているのが、越谷市の出羽堀という河川です。その地区の方、約3,500世帯の方にご協力いただいて、そういった生活排水対策を集中的にやっていただこうということを進めております。

○池田委員 ありがとうございます。

○畠山副会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃ、大塚委員。

○大塚委員 すみません、再生可能エネルギーの活用などで、埼玉という土地柄、太陽エネルギーの導入促進といったところが主に書かれているのですが、再生可能エネルギーにはいろんなものがございまして、もちろん、埼玉県で有効なもの、有効でないものはあるとは思いますが、例えば地中熱利用等もなかなか普及しておりませんが、ヒートアイランド対策等に埼玉県でも有効かと思えますので、もう少し幅を持たせた記載があってもよいのかなと思った次第でございます。以上でございます。

○畠山副会長 ありがとうございます。いかがですか。

○山野環境政策課長 再生エネルギーの活用につきましては、県といたしましては、平成28年度に

5,600テラジュールという目標を掲げてございます。もちろん、この目標の中には、太陽光発電だけではなく、木質バイオマスでありますとか、あと太陽熱、そういったものも含めて対策を打っていくということで考えてございます。

地中熱につきましては、最近では本庄のほうでソーラークーリングシステムという施設もオープンいたしましたので、地中熱活用の先端的な取り組みも手がけているところでもございます。こういった、太陽光発電だけでなく、さまざまな埼玉県内の再生可能エネルギーの可能性について深く研究していきたいというふうに考えております。

○畠山副会長 よろしいでしょうか。

○大塚委員 はい、ありがとうございます。

○畠山副会長 では、そろそろ時間も迫ってまいりましたので、この議題についてはこれで終了したいと思いますのですが、これで、予定しておりました議題は全て終了いたしました。

最後に、委員の皆様から何か追加でご発言がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○畠山副会長 それでは、平成26年度第1回環境審議会を閉じたいと存じます。

本日はご協力をありがとうございました。

それでは、この後の進行は事務局をお願いいたします。

○司会（磯山） ありがとうございます。

次回の審議会でございますが、11月の中旬ごろに開催する予定でございます。改めて日程調整の上、ご連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上をもちまして、平成26年度第1回環境審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

午後 4時00分閉会